

滋賀県スポーツ協会 Instagram 利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県スポーツ協会（以下「本会」という）が Instagram に画像および動画を公開することによって県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Instagram

Instagram Lcc がインターネットにおいて提供する写真・動画共有サービスをいう。

(2) Instagram アカウント

個人や法人、ブランドやアーティスト・有名人などが、ユーザーとの交流を図るため画像・動画を公開するアカウントをいう。

(3) 公式アカウント

本会が運用する Instagram アカウントをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、事務局長および館長等（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウントへの情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) Facebook アカウント情報やパスワード、ビジネスアカウント等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式アカウントへの画像・動画投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 本県の体育・スポーツ推進に資する情報

(2) 指定管理施設における利用者サービス向上に資する情報

(3) 競技力向上に関する情報

(4) 国民体育大会に関する情報

(5) 県民の安全・安心・健康に資する情報

(6) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 運用管理者が適当と認める利用者の投稿等に関し、評価、コメント、投稿のシェアおよびアカウントをフォローすることができる。

3 本会が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよびフォロー（以下「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除し、アカウントのフォローを解除またはブロックさせる。

(著作権)

第7条 公式アカウントに投稿されている画像・動画および掲載情報等の著作権は、本会または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を滋賀県スポーツ協会公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 本会は、公式チャンネルに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 本会は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は事務局長が別に定める。

付則1 本要領は、平成29年9月1日から施行する。

付則2 本要領は、令和2年4月27日から施行する。